

グローバル奨学金に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、昭和女子大学大学院及び昭和女子大学（以下「本学」という）のグローバル奨学金（以下「本奨学金」という）に関し必要な事項を定める。

(奨学金の目的)

第 2 条 本奨学金は、高い語学力の習得及び多文化環境で行われる海外研修プログラムへの参加を奨励し、グローバルな分野で活躍できる人材としての資質を高めることを目的として、プログラム費用の一部を給付するものである。

(奨学生候補者)

第 3 条 本奨学金を給付申請する資格のある学生は本奨学金が適用される海外研修プログラムに参加する者のうち、所定の基準を満たし、人物面でも認められた者とする。

2 本奨学金が適用される海外研修プログラム及び所定の語学力その他の基準については、別に定めるものとする。

(奨学金の対象プログラム及び定員等)

第 4 条 本奨学金が適用される海外研修プログラム、対象となる学科等の条件、給付を受ける者の定員及び給付金額については別に定めるものとする。

(奨学金の申請及び給付の決定)

第 5 条 本奨学金の給付を希望する者は、定められた期日までに、以下の書類をもって国際交流センターに申請しなければならない。

(1) グローバル奨学金給付申請書

(2) その他プログラムによって別紙で定める書類

- 2 申請のあった者は、国際交流委員会の承認を経て、学長が給付を決定する。ただし、定員の定めのある海外研修プログラムについては国際交流委員会で選考・承認の上、学長が給付を決定するものとする。
- 3 本条第 1 項第 1 号の規定に関わらず、国際交流委員会の決議により、別に定める海外研修プログラムにおいては、グローバル奨学金給付申請書の提出を省略することができる。

(奨学金の給付)

第 6 条 本奨学金の給付が決定された者は、定められた海外研修プログラムを修了し必要な単位を修得した後、奨学金給付申請書と共に別に定める書類を国際交流センターに提出し、奨学金の給付を受けることができる。

- 2 前項の規定に加え、国際交流委員会の決議により、それぞれの海外研修プログラムで奨学金給付に必要な要件を別に定めることができる。
- 3 本条第 1 項の規定に関わらず、国際交流委員会の決議により修了を要件としない海外研修プログラムを定め、給付が決定された者に対して修了前に奨学金を給付することができる。
- 4 理由を問わず、本条第 1 項から第 3 項に定める要件を満たさない学生は、本奨学金の給付を受けることができない。

(奨学金の重複)

第 7 条 同一の学期内に、本奨学金を重複して給付することは認められない。ただし、国際交流委員会の決議により、重複支給が可能な海外研修プログラムを別に定めることができる。

(規程の改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、大学部局長会の決議に基づき学長の承認を得るものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条及び第 7 条によって別に定めた事項に関しては、国際交流委員会委員長の承認によって改廃を行うものとする。

附 則

- 1 この内規は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この内規は、平成 29 年 6 月 29 日に改定し、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
[組織変更に伴う委員会名等の変更]
- 3 この内規は、令和 3 年 5 月 27 日に改定し、令和 3 年 4 月 1 日に遡って施行する。
[奨学金の対象プログラム及び定員、その他の変更]
- 4 この規程は、令和 6 年 10 月 31 日に改定し、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。
[規程の名称変更及び改廃承認者の表記の変更]
- 5 この規程は、令和 7 年 3 月 6 日に改定し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
[委員会名称の変更に伴う改定]